

○自隊工事における計算証明等について（通知）

昭和 54 年 7 月 6 日

海幕監第 2600 号

海上幕僚監部経理補給部長から 各部隊の長・各機関の長あて

標記について、別添のとおり通知があり、昭和 54 年 8 月 1 日以降、自隊工事は、計算証明規則に規定する直営工事として取り扱われることになったので通知する。

なお、別添文書中の特別の書類、必要最小限の書類及び工事費総額とは、下記のとおりである。

記

1 特別の書類

(1) 設計書は、次の要件を具備したものとする。

- ア 工事件名
- イ 工事金額
- ウ 工期
- エ 工事場所
- オ 実施部隊名
- カ 工事費内訳明細書

名称	品質 形状	単価	単位	数量	金額	備考

(2) 附属書類は、設計書と一体となして設計内容の詳細を示す次のものとする。

- ア 仕様書
- イ 図面（案内図、平面図及び断面図等）
- ウ 工程表
- エ その他証明し得る書類

2 必要最小限の書類

工事（作業）内容を証明し得る次の書類とする。

- (1) 工事（修理）請求書
- (2) 受払簿

3 工事費総額

人件費、材料費等、直接当該工事のために支出し、又は支払いした額であり、隊員の労力は含めない。ただし、所有の材料を使用した場合には、その使用材料の調達価格も工事費総額に含まれる。

添付書類：経監第 2263 号（54. 5. 18）

経監第 2263 号

54. 5. 18

海上幕僚監部経理補給部長 殿

経理局監査課長

自隊工事における計算証明等について（通知）

自衛隊等が保有する装備品等を使用して、自らの労力により行う工事（以下「自隊工事」

という。)に関する計算証明規則第 25 条及び 43 条に規定する工事の設計書及びその附属書類(以下「特別の書類」という。)等の作成及び保管については、下記によることとなったので通知する。

記

- 1 特別の書類を計算証明規則第 25 条及び第 43 条の規定により証拠書類に添付する場合又は証拠書類に添付することなく保管する場合の工事費総額は、人件費、材料費等、直接当該工事のために支出し、又は支払いした額とする。ただし、現有の材料を併せて使用する工事の場合には、当該工事のために支出し、又は支払いした額と現有の使用材料の調達価格の総額とする。
なお、計算証明規則第 25 条及び第 43 条の規定により保管することができる特別の書類は、工事費総額が 50 万円以上の場合に限り作成する。
- 2 当該工事のために直接、人件費、材料費等を支出し、又は支払いを行うことなく、現有の材料を使用して行う工事の場合には、使用材料の調達価格が 50 万円以上の場合に限り、特別の書類を作成し、会計検査院の会計実地検査の際又は会計検査院から要求があった際に提示できるよう保管するものとする。
- 3 前 2 項にかかわらず当該工事のために必要となる、人件費、材料費等について、支出し又は支払いがあった場合にあっては当該人件費、材料費等の総額が、支出又は支払いがない場合にあっては使用した現有の材料の調達価格が、それぞれ、50 万円未満のときは、工事の内容を証明し得る必要最小限の書類を作成し、会計検査院の会計実地検査の際又は会計検査院から要求があった際に提示できるよう保管するものとする。